

# ロシアにおける共同特許出願および共有特許権に関する留意事項



Sojuzpatent

Mikhail Nepomnyashchikh  
(弁護士)

Sojuzpatent 事務所は、1992年に設立されたロシアで最も歴史のある知的財産法律事務所であり、知的財産保護に関するすべての分野を網羅したサービスを提供している。現在、Sojuzpatent 事務所のスタッフは、ロシアおよびユーラシアの50人以上の登録弁理士および訴訟弁護士を含む100人以上の有資格専門家から構成されている。Mikhail Nepomnyashchikh は、Kutafin Moscow State Law University にて法学修士号を取得した、訴訟、不正競争、特許調査、ドメイン名、ソフトウェアおよびデータベースを専門とする弁護士である。

## 1. 序論

特許に関連するすべての事項には、ロシア連邦民法典第IV部第VII章「知的活動の成果および識別手段に関する権利」が適用される（この章は2008年まで施行されていたロシア連邦の特許法を継承したものである）。特許権もしくは特許出願の共有に関わる事項は、特に同章の第1358条、第1348条および第1229条で規定されている。読者の参照に供するため、これらの条文は本書の末尾に記載する。

ロシアにおける特許の共有に関わる一般的な法的枠組みは、以下のような単純な図式にまとめることができる。

実施 – 個別

管理 – 共同

権利行使 – 個別

上記の原則を除けば、特許権および特許出願の共有者間の相互関係については、契約の自由が適用される。

## 2. 実施

基本的に、個々の共有者は自らの裁量に従って特許発明を自由に実施することができる。共有特許権者は、発明の実施について他の共有者に告知する義務もしくは他の共有者の同意を得る義務を負わない。ただし、実施から得られた収益の配分を考慮することが重要である。

法が平等な分配を規定しているのは、発明が共同で実施された場合のみである。同時に、共有者間の関係は契約により調整されるべきだと民法は規定している。そのため、曖昧さを避けるため、共有者は発明の商業化に先立って当該発明の実施に関わる条件（特に収益の配分に関する条件）について合意を交わしておくことが望ましい。発明の実施に関して明瞭な文書契約が存在しないと、共有者間に紛争が生じることになる。

### 3. 管理

原則として、共有者間の契約に別段の規定がない限り、特許に伴う排他的権利の管理は共有者全員が共同で行うことになる（民法第1229条3項）。この規定は、特許権もしくは特許出願の持分に影響を及ぼす取り決め全般に適用される。この規定が適用される対象として、ライセンス契約、サブライセンス契約、フランチャイズ契約、権利の放棄、譲渡（現在の特許権者または特許出願人の間での権利譲渡や特許権者または特許出願人のいずれかの関係者に対する譲渡を含む）等が挙げられる。

上記の原則に関わらず、共有者間の契約に別段の規定を盛り込むことができる（たとえば、特定の共有者もしくは共有者の一人が排他的権利を処分することが認められるか否か等）。共有者が権利の配分方式を任意に選択することは民法によって制限されていない。それゆえ、たとえば以下のような選択肢が考えられる。

- 共有者なら誰でも他の共有者全員を代表して知的活動の成果に関する排他的権利を処分することができる。
- 特定の共有者が他の共有者全員を代表して前記排他的権利を処分することができる。
- 共有者全員のうち数名の者が他の共有者全員を代表して前記排他的権利を処分することができるが、そのためには全員の合意による決定が必要とされる。
- 特定の範疇に属する取引（排他的権利の譲渡など）については共有者全員による共同の意思決定が必要とされるが、その他の取引については共有者のいずれかが他の共有者を代表して取引を行うことができる。

排他的権利の処分に関係するその他の問題（管理上の意思決定手続、共有者の一人もしくは第三者への権利行使の委託、新規の所有者の追加、排他的権利における共有者の一人の持分の他の共有者もしくは第三者への譲渡等）も同様に、共有者間の契約によって規定することができる。法に定められた平等な分配に共有者が同意していない場合には、実施許諾・譲渡等により得られた収益の分配率を契約で規定しておくことが最も重要である。

共有者が相続人である場合、当該相続人の要請に応じて前記の契約を相続証明書に編入するか、独立した文書として発行することができる。

権利の処分に関する契約は、特許庁に登録しなければならない（例えば、登録がない場合、権利の移転は法的効果を生じないものとみなされる）。その反面、前述した共有者間の契約自体は登録の対象となっていない。

実際には、譲渡や実施許諾を登録する場合、考えられる状況には以下の2つがある。

共有者が共有に係る特許権を共同で処分する場合…共有者全員が署名した委任状を特許庁に提出しなければならない。

共有者が契約によって特別な管理上の取り決めに交わしている場合…権限を有する共有者が署名した委任状に、他の共有者からの許可を確認する合意書（宣言書、権利証書、契約書等）の写しを添えて提出する。

注記1：法定要件は存在しないが、組織再編（合法的な権利承継）や共有者のいずれかの名称（氏名）の変更によって権限に変更が生じた場合であっても、特許庁は共有者全員に署名による承認を要求することがある。

注記2：同じ規則が発明の共有者にも適用される。複数の共有者が存在する場合、新たな共有者の追加もしくは既存の共有者の排除は、個々の共有者が自らの同意を書面により確認しない限り効力を生じない。

#### 4. 権利行使

共有に係る特許権の特許権者は、それぞれが自らの排他的権利を保護するために個別に措置を講じる自由を有する。それら特許権者のいずれかが特許権の侵害（または侵害の予備的行為）を知った場合、自らが選択した方法に従って侵害者を提訴することができ、他の共有者への通知や他の共有者からの承認の取得を求めるような手続要件は存在しない。上記の原則は権利者が以下のいずれの審判機関を選択するかに関わらず適用される。権利者が選択しうる審判機関としては、連邦反独占庁で行われる行政訴訟、警察による犯罪捜査の要請、裁判所への民事訴訟の提起（最も一般的）がある。

裁判所が独自の裁量または侵害訴訟の相手方からの申立てに基づいて他の共有者の訴訟参加を求めるのは、当該事案を適正に考量するために他の共有者の関与が必要であるか、当該訴訟の判決が他の共有者の権利および利益に影響すると裁判所が判断した場合のみである。

#### 5. 訴訟実務

特許権および特許出願の所有権に関するロシアの現在の訴訟実務は、主として職務発明に集中している。それゆえ、被雇用者対雇用者の紛争以外の排他的権利に関しては、法廷慣行が変化するような特段の論点はない。

#### ■ 参考情報

##### 第 1358 条 発明、実用新案または意匠に関わる排他的権利

（前略）

5. 発明、実用新案または意匠に関わる特許の所有者が複数である場合、それら所有者間の関係については、当該の知的活動の成果を創造したのが特定の所有者であるか否かに関わらず、それぞれ本法第 1348 条第 2 項および第 3 項の規定が適用される。

##### 第 1348 条 共同発明者、実用新案の共同考案者または意匠の共同創作者

1. 共同の創作的行為により発明、実用新案の考案または意匠の創作を行った市民は、各々共同発明者、共同考案者または共同創作者とされるものとする。
2. 共同発明者、共同考案者または共同創作者の各々は、それらの者の間での合意による別段の定めがない限り、自己の裁量で、発明、実用新案または意匠を実施する権利を有するものとする。
3. 本法第1229条第3項の規定は、発明、実用新案または意匠の実施により得られた収益の分配、もしくは、発明、実用新案または意匠に係る排他的権利の処分に関係する共同発明者、共同考案者または共同創作者の相互関係に適用されるものとする。発明、実用新案または意匠について特許を受ける権利の処分は、共同発明者、共同考案者または共同創作者により共同で遂行されるものとする。
4. 共同発明者、共同考案者または共同創作者の各自は、発明、実用新案または意匠に係る自らの権利を行使する権利を独立して有するものとする。

### 第1229条 排他的権利

1. (省略)
2. 知的活動の成果または識別手段に対する排他的権利(商号に係る排他的権利を除く)は、単一の者に帰属するか、複数の者に共同で帰属するものとする。
3. 知的活動の成果または識別手段に対する排他的権利が複数の者に共同で属する場合、本法に別段の規定がある場合もしくは権利者間に別段の合意がある場合を除き、それら複数の権利者は、それぞれ自らの裁量に従って前記の成果または手段を使用することができる。排他的権利の共有者間の関係は、共有者相互の間の合意によって決定されるものとする。

知的活動の成果または識別手段に対する排他的権利の処分は、本法もしくは共有者間の契約に別段の定めがない限り、共同でなされるものとする。

知的活動の成果または識別手段の共同使用、もしくは、前記の成果または手段に対する排他的権利の共同処分によって生じた収益は、共有者間の契約に別段の定めがない限り、共有者の間で均等に分配されるものとする。

個々の共有者は、知的活動の成果または識別手段に対する自らの権利を保護するために独自に手段を講じる権利を有する。

(編集協力：日本技術貿易(株))